

# 深川市市民課窓口業務支援システム導入業務 ＜公募型プロポーザル実施要領＞

令和4年5月

深川市市民福祉部市民課

<目次>

|    |             |       |   |
|----|-------------|-------|---|
| 1  | 目的          | ..... | 1 |
| 2  | 本市の状況       | ..... | 1 |
| 3  | 業務概要        | ..... | 1 |
| 4  | 参加資格        | ..... | 1 |
| 5  | 実施要領等の配布    | ..... | 2 |
| 6  | スケジュール      | ..... | 3 |
| 7  | 参加表明書の提出    | ..... | 3 |
| 8  | 提案書の提出      | ..... | 4 |
| 9  | 質問の受付及び回答方法 | ..... | 4 |
| 10 | 審査          | ..... | 5 |
| 11 | 受託候補者の特定    | ..... | 6 |
| 12 | 失格条項等       | ..... | 7 |
| 13 | その他         | ..... | 7 |

## 1 目的

本実施要領は、深川市窓口業務支援システム導入業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザル方式において、参加事業者に提案を募り、その提案の中で信頼性及び実効性が高く、最も本市の事業目的達成に適した事業者を特定するために必要な手続きについて定めるものである。

## 2 本市の状況

市民の利用頻度が高い住民異動手続や証明書交付手続では、届出書や申請書への手書きが多く、「記載に時間がかかる」、「同じことを何度も書かなければならない」、「待ち時間が長い」など、市民の負担軽減が課題となっている。

この課題を改善する仕組みとして窓口業務支援システムを導入し、市民の窓口で書く負担の軽減や滞在時間の短縮を図るとともに、手続きのデジタル化により業務の効率化を実施することで市民サービスを向上させたいと考えている。併せて、先述した滞在時間の短縮は、コロナ禍における密接・密集を回避するための有効な手段の一つでもあることから、システムの導入は新型コロナウイルス感染症対策でもあると認識している。

## 3 業務概要

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 業務名      | 深川市市民課窓口業務支援システム導入業務   |
| (2) 業務内容     | 「深川市市民課窓口業務支援システム導入業務仕様書」（以下「業務仕様書」という）のとおり  |
| (3) 履行期間     | 契約締結日から令和5年1月31日まで   |
| (4) 予算限度額    | 9,893,000円（消費税及び地方消費税を含む。）<br>※ 上記、予算限度額は予定価格を示すものでなく、提案の規模を示すものであるが、見積書に記載された金額は予算限度額を超えないこと。   |
| (5) 担当課（提出先） | 深川市役所 市民福祉部市民課戸籍住民係<br>〒074-8650 深川市2条17番17号<br>TEL：0164-26-2123（課直通）<br>FAX：0164-22-8134<br>E-Mail アドレス： <a href="mailto:shimin@city.fukagawa.lg.jp">shimin@city.fukagawa.lg.jp</a> |

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 深川市競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和54年深川市訓令第12号。以下「事務処理要綱」という。）第4条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿において、システム設計・開発、システム保守・管理に登録されていること。なお、参加表明時点において同資格を有していない場合においても、募集期間終了までに登録手続きをしている者についてはこの限りでない。

- (3) 参加希望者は、過去5年間（平成29年4月以降）に本市と同等規模（人口2万人程度）以上の2以上の自治体において、窓口業務支援システムの導入実績があること。ただし、令和4年4月1日時点で本稼働中のものとし、稼働予定は含まない。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマークの認証を取得していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 公募の日から受託候補者特定までの間、事務処理要綱第8条の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (7) 参加希望者の間に次の資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7号に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる特定関係があると認められる場合

- (8) 深川市では不正入札を防止するため、入札・契約等に関し不正な行為があった場合や、市の契約から暴力団関係事業者の排除を図るため、暴力団等の関与などの行為が後日明らかとなった場合に、別に定める「不正行為等に対応する契約条項の導入について」のとおり、賠償金等を徴する条項と深川市が契約を解除できる条項を設けているため、承知の上、応募すること。

5 実施要領等の配布

本プロポーザルに係る書類（実施要領）及び提出書類様式等は、深川市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）から入手すること。

※市ホームページアドレス <https://www.city.fukagawa.lg.jp>

## 6 スケジュール

現時点で想定するスケジュールは以下のとおりとする。

| 実施内容          | 実施期間または期日          |
|---------------|--------------------|
| 実施要領の公表       | 令和4年5月25日（水）       |
| 参加表明書の提出期限    | 令和4年6月 3日（金）午後5時まで |
| 質疑の提出期限       | 令和4年6月 8日（水）午後5時まで |
| 質疑回答期限        | 令和4年6月10日（金）午後5時まで |
| 参加表明後の辞退届提出期限 | 令和4年6月15日（水）午後5時まで |
| 提案書の提出期限      | 令和4年6月23日（木）正午まで   |
| プレゼンテーション     | 令和4年6月27日（月）午後     |
| 選定結果通知        | 令和4年6月29日（水）       |

## 7 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料を（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められたものは、このプロポーザルに参加できない。

### （1）提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書（様式第1号） 1部
- イ 会社概要（様式第2号） 10部
- ウ 業務に関する実績（様式第3号） 10部

※本要領4.（3）に記載している実績を記載するとともに、それを証明する契約書及び仕様書を添付すること。

### （2）参加表明書等の提出方法

- ア 受付期限 令和4年6月3日（金）午後5時まで
- イ 提出方法 持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）なお、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
- ウ 提出先 3の（5）に同じ
- エ 注意事項

- ① 持参により提出する場合は、深川市の休日を定める条例（平成3年条例第1号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時までの間に、提出先へ持参すること。
- ② 参加表明書等の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- ③ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和4年6月15日（水）午後5時（必着）までに、理由を付した辞退届（様式第4号）を提出すること。

## オ 参加資格の通知等

参加希望者については、その参加資格を確認し、令和4年6月13日（月）までに参加資格確認結果通知書（様式第5号）により通知する。

なお、参加資格要件に該当しないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内にその理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

## 8 質問の受付及び回答方法

本業務に関し質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

また、質問の内容は、参加表明書及び企画提案書の作成及び業務実施に係る条件に限るものとする。

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 提出書類     | 質問書（様式第8号）   |
| (2) 提出期限     | 令和4年6月8日（水）午後5時まで  |
| (3) 提出先      | 3の（5）に同じ   |
| (4) 提出方法     | 電子メールで質問書を送信し提出すること。なお、送信後に担当係へ電話し着信を確認のこと。電話連絡は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。   |
| (5) 質問に対する回答 | 質問に対する回答は、令和4年6月10日（金）午後5時までに、提案者全てに対し電子メールにより回答するほか、市ホームページにて公表する予定としている。<br>ただし、質問または回答の内容によっては質問者に対してのみ回答する場合がある。 |

## 9 提案書の提出

参加資格を有する者（以下「提案者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| (1) 提出書類及び提出部数          |   |
| ア 提案書提出届（様式第6号）         | 1部  |
| イ 企画提案書（任意様式）           | 10部（正本1部、副本9部）<br>電磁的記録媒体（DVD-R等）   |
| ウ 参考見積書（任意様式）           | 10部（正本1部、副本9部）<br>電磁的記録媒体（DVD-R等）   |
| エ プレゼンテーション出席者名簿（様式第7号） | 1部  |
| (2) 提案書等の提出方法           |   |
| ア 受付期限                  | 令和4年6月23日（木）正午まで  |
| イ 提出方法                  | 持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）なお、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。 |
| ウ 提出先                   | 3の（5）に同じ  |
| エ 注意事項                  | 持参により提出する場合は、休日を除く、午前9時から午後5時までの間に提出先へ持参すること。                                 |

### (3) 提案書等の記載要領

企画提案書等の作成に当たっては、業務仕様書を理解したうえで、次の要領で作成すること。

#### ア 共通事項

- ① A4版、両面可。ただし、図表等については、A4横、A3縦・横の様式も可とする。(A3サイズのものA4に折り込むこと。)
- ② 企画提案書鑑には、住所、企業名及び代表者名を記載すること。  
正本1部、副本9部(副本では企業名が分かる記載をしないこと。)
- ③ 企画提案書には表紙、目次、裏表紙を除きページ番号を付与し、30ページを超えないこと。また、企画提案書の次に参考見積書を添付すること。
- ④ 適宜、図、表、イラスト等を使用して、専門的知識のない者にも分かりやすい表現とすること。

#### イ 企画提案書の構成等

企画提案書は、評価基準表の提案項目・評価ポイント順に項目を明記して作成するものとし、各項目において重複する内容は、引用するなどして極力省略するとともに、専門的知識のない者にも分かりやすい表現とすること。

また、想定する業務スケジュールについても、明記するもの。

#### ウ 参考見積書

- ① 「構築業務に係る費用」及び「運用に係る費用」に要する経費を漏れなく積算し、可能な限り詳細な内訳を記載した見積書を提示すること。なお、見積書に記載した金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
- ② 「運用に係る費用」については、令和5年2月から5年間分の費用とし年度別と合計が分かるよう見積書に提示すること。

## 10 審査

受託候補者の特定に当たって、提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)を次のとおり行う。

### (1) 実施方法

ア プレゼン等は提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は45分(提案者からの説明30分、質疑15分)とする。

イ プレゼン等は提出された提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配布等は認めないものとする。

ウ 審査の出席者が、自らのプレゼン等の時間以外に、会場へ入ること及び傍聴することは認められない。

エ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。

※プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

(プロジェクターの機種 メーカー: BenQ 型式: MW817ST)

オ プレゼン等の説明者は、本業務の担当者等を含めて出席する者4人以内とする。

カ 欠席をした場合は、受注意思がないものとして審査の対象としない。

キ プレゼン等の順番は本市にて決定し、後日通知する。

## (2) 実施日及び場所

ア 実施日 令和4年6月27日(月)午後 ※ 開始時間は別途通知する。

イ 場所 深川市2条17番3号

深川市健康福祉センター デ・アイ 2階研修室

## 1.1 受託候補者の特定

### (1) 特定方法

深川市市民課窓口業務支援システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、提案書等及びプレゼン等における各審査委員の評価点を合計し、合計得点が高い順に最優秀提案者(受託候補者)と優秀提案者(次点者)を特定する。

なお、審査は非公開とする。

### (2) 提案書等の評価項目及び評価基準は以下のとおりである。

審査は、100点を満点とし、評価項目別に次のように配点する。

| 評価項目             | 主な評価基準   | 配点   |
|------------------|--|------|
| 1. 本業務に対する理解と考え方 | ア 国が進めるデジタル化3原則の実現と提案システムとの関連性<br>イ 提案内容の具現化及び実現性  | 10点  |
| 2. 業務実績          | 過去5年間において本市と同等規模の自治体に対する導入実績及び履行状況   | 15点  |
| 3. 業務の実施体制       | ア 適切な導入実施体制及びサポート体制(稼働までのスケジュール含む)<br>イ システム稼働後の運用及び連絡体制   | 20点  |
| 4. 企画提案の内容       | ア 提案システムの基本的な考え方とアピールポイント<br>イ 市民及び職員の負担軽減ポイント<br>ウ 本市の既存住基システムとの連携方法<br>エ 提案システムにおける今後の窓口体制への汎用性及び拡張性 | 35点  |
| 5. 見積価格          | 提案価格が最も低い額を満点とし、2位以下は1位との比率を用いて算出する(小数点以下は四捨五入)<br>※最低価格者の見積価格÷提案者の見積価格×20点<br>=提案者の点数                 | 20点  |
| 合計               |  | 100点 |

### (3) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、令和4年6月29日(水)に提案者全員に対し、審査結果を書面(様式第9号)により通知する。

なお、受託候補者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内にその理由の説明を書面(任意様式)により求めることができる。

### (4) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、その結果を公表する。



## 1 2 失格条項等

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期限までに提案書等が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

## 1 3 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出、並びに審査の参加に関する費用は、参加希望者及び提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルにおける机上説明会及び現地（市民課窓口）を見学する機会は、特に設けないものとする。
- (4) 提出された書類等の著作権は、原則として参加希望者及び提案者に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (6) 提出された書類は、参加希望者及び提案者に無断で本プロポーザル以外の用に供しない。
- (7) 提出書類はプロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは複製する場合がある。
- (8) 市は参加希望者及び提案者から提出された書類について深川市情報公開条例（平成9年深川市条例第37号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。